を「二〇二、一一〇円」に、「一、一三〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二二二、二〇〇円」を「二一四、七六〇円」に、「一、一三〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「一三五、七五〇円」を「二二七、四一〇円」に、「一、一三〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二四九、三三〇円」を「二四〇、〇六〇円」に、「一、一四〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二三九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二四二、七二〇円」に、「一、一四〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二五一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二七六、六三〇円」を「二六五、三七〇円」に、「一、一四〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二六三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「二九〇、三二〇円」を「二七八、〇〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二七五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三〇四、〇六〇円」を「二九〇、六二〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二八七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三一七、八五〇円」を「三〇三、二二〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の二九九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三三一、六八〇円」を「三一五、八〇〇円」に、「一、一六〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三一一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三四五、五六〇円」を「三二八、三九〇円」に、「一、一六〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三五九、四八〇円」を「三四〇、九七〇円」に、「一、一六〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三七三、四三〇円」を「三五三、五六〇円」に、「一、一七〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「三八七、四四〇円」を「三六六、一五〇円」に、「一、一七〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四〇一、四九〇円」を「三七八、七三〇円」に、「一、一八〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四一五、五九〇円」を「三九一、三二〇円」に、「一、一八〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四二九、七四〇円」を「四〇三、九一〇円」に、「一、八〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の三九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四四三、九三〇円」を「四一六、五一〇円」に、「一、一九〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四五八、一八〇円」を「四二九、一一〇円」に、「一、一九〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四七二、四七〇円」を「四四一、七一〇円」をそれぞれ加えて得た月数の項中「四八六、八一〇円」を「四五四、三二〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「四八六、八一〇円」を「四五四、三二〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五〇一、二〇〇円」を「四六六、九四〇円」に、「一、二〇〇円を」を「一、〇五〇円を」に改め、同表の四五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五一五、六四〇円」を「四七九、五六〇円」に、「一、二一〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五三〇、一二〇円」を「四九二、二〇〇円」に、「一、二一〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四七九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五四四、六三〇円」を「五〇四、八四〇円」に、「一、二一〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の四九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五五九、二〇〇円」を「五一七、四九〇円」に、「一、二二〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表の五〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五七三、八二〇円」を「五三〇、一四〇円」に、「一、二二〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表の五一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「五八八、四六〇円」を「五四二、八〇〇円」に、「一、二二〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表の五二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数の項中「六〇三、一二〇円」を「五五五、四八〇円」に、「一、二四〇円」を「一、〇五〇円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年十月一日から施行する。

（退職金に関する経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

第三条　施行日前に別表第六特定業種（中小企業退職金共済法施行令（以下「令」という。）別表第六に係る特定業種をいう。以下この条において同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日（既に退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。以下この条において同じ。）のある者であって、施行日以後に支給事由が生じたもの（別表第六特定業種に係る特定業種掛金納付月数（中小企業退職金共済法（以下「法」という。）第四十三条第一項に規定する特定業種掛金納付月数をいう。以下同じ。）が三十六月以上である者に限る。）に係る退職金の額は、令第十二条第一項の規定にかかわらず、別表第六特定業種掛金月額区分（別表第六特定業種に係る同項第一号に規定する区分をいう。次項において同じ。）ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）とする。

一　施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数（施行日前の日に係る別表第六特定業種区分掛金納付月数（別表第六特定業種に係る特定業種区分掛金納付月数（令第十二条第一項第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。次条第一項第一号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が四十二月以下であり、かつ、平成十年一月一日前の日に係る別表第六特定業種区分掛金納付月数が三十五月以下である場合　別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じこの政令による改正後の中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」という。）別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額

二　前号に掲げる場合以外の場合　別表第六特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（その金額が別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じこの政令による改正前の中小企業退職金共済法施行令（以下「旧令」という。）別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成二十八年四月一日前に別表第六特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者については、別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じ独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第七十八号。次項において「平成二十八年令」という。）附則第三条第一項第二号ロ又は第三号イ若しくはロに定める額）を超えるときは、当該金額）

2　前項第二号の換算月数は、別表第六特定業種掛金月額区分ごとに新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成二十八年四月一日前に別表第六特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者については、施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数に応じ平成二十八年令附則第三条第一項第二号ロ又は第三号イ若しくはロに定める額）を下回らない範囲内で当該金額に最も近い金額に応じ新令別表第六の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。